

～40 歳以上 65 歳未満の組合員のみなさまへ～

平成 27 年 4 月分から介護納付金の掛金率が変わります

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40 歳から 65 歳未満の組合員のみなさまからの掛金と道府県からの負担金を収納し、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付します。この介護納付金は同基金を通じて全国の市町村に交付され、介護保険のサービス費用に充てられます。

平成 27 年度の介護納付金の算定結果に基づき、平成 27 年 4 月以降の掛金率につきましては、下表のとおりとなります。なお、平成 27 年 10 月からは給料と諸手当に基づく標準報酬制へ移行しますので、それに伴い掛金率が変わります。

＜平成 27 年 4 月から 9 月分までの掛金率＞

(単位：‰ (千分率))

組合員の種別	掛 金 率	
	給料	期末手当等
一般組合員	6.65	5.32
知事組合員	5.32	5.32
一般組合員（特別職等）	5.32	5.32
船員一般組合員	6.65	5.32
任意継続組合員	13.30	—

＜平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月分までの掛金率＞

(単位：‰ (千分率))

組合員の種別	掛 金 率	
	標準報酬の月額	標準期末手当等の額
一般組合員	5.32	5.32
知事組合員	5.32	5.32
一般組合員（特別職等）	5.32	5.32
船員一般組合員	5.32	5.32
任意継続組合員	10.64	—